

**日本原子力発電株式会社東海第二発電所
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する
審査の結果の案のとりまとめ
—特定重大事故等対処施設、
所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに
設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更—**

令和3年12月1日
原子力規制委員会

1. 審査結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、令和元年9月24日に日本原子力発電株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき申請された特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和2年11月16日、令和3年2月19日、令和3年10月15日及び令和3年11月19日に、同社から当委員会に対し同申請の補正書の提出がなされた。なお、特定重大事故等対処施設の設計方針変更に伴う令和2年11月16日の補正申請では、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更が申請内容に追加されている。

当委員会は、本件申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 審査結果等の審議について

以下の（1）及び（2）に示す事項について審議し、また、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う可否について審議する。

（1）特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

平成28年2月3日の原子力規制委員会の審議を踏まえ、特定重大事故等対処施設の設置に係る審査書案については、令和3年11月24日の原子力規制委員会臨時会において決定した。

また、同臨時会においては、平成28年8月2日の原子力規制委員会で決定した「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」に従って、セキュリティの観点から非公開とすべき部分を不開示とした上で、添付1のとおり審査書案を公開した。

本委員会においては、別紙1のうち原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号、第2号（経理的基礎に係るもの）及び第5号の各要件への適合性について審議する。

- (2) 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に係る審査結果について

本件申請のうち所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に対する原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号の各要件への適合性については、添付2の審査書案として取りまとめた。

本委員会においては、別紙1のうち原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号から第5号の各要件への適合性について審議する。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

4. 経済産業大臣への意見聴取等

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。なお、東京電力ホールディングス株式会社による日本原子力発電株式会社への資金支援に関しては、平成30年7月31日付け20180704資第24号の回答をもって、電気事業及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する経済産業大臣の見解が示されているが、本回答の内容に変更がないか、意見の中で改めて見解を示すよう求めることとする。

また、当該資金支援に関しては、福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所の安全対策への影響の観点から、経済産業大臣が東京電力を監督・指導する上で支障とならないかについて、平成30年7月31日付け20180704資第24号の回答をもって経済産業大臣の見解が示されているが、本回答の内容に変更がないか、本意見聴取と併せて、別紙4のとおり改めて経済産業大臣の見解を求めることとする。

5. 科学的・技術的意見の募集

- (1) 特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

平成28年1月29日の原子力規制委員会の結果のとおり、添付1の審査書案については、科学的・技術的意見の募集は行わない。

- (2) 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に係る審査結果について

本発電所については、新規基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成30年7月5日から30日間）。今回の申請に係る審査書案の取りまとめにあたっては、

(案の1)：添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(案の2)：添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記5.（2）の（案の1）の場合には、添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、本件申請に対する原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく許可処分の可否について判断を行う。

【附属資料一覧】

- 別紙1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
- 別紙2 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 別紙3 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 別紙4 東京電力ホールディングス株式会社について（意見照会）（案）

参考資料1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可について（案）（平成30年9月26日原子力規制委員会資料2）のうち下記のもの

[参考資料2] 原子力規制委員会「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について」

[別紙5] 経済産業大臣「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について及び東京電力ホールディングス株式会社について（回答）」

参考資料2 東京電力ホールディングス株式会社に係る経済産業大臣の回答について（平成30年9月26日原子力規制委員会資料3）のうち下記のもの

[添付1] 原子力規制委員会「東京電力ホールディングス株式会社について」

[添付2] 経済産業大臣「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について及び東京電力ホールディングス株式会社について（回答）」